

「杉並日本語会話の会」規約

平成 16 年 10 月 1 日設立
平成 17 年 4 月 1 日施行
以降の改定略
令和 7 年 5 月 27 日改定

1 (名称) 本会は「杉並日本語会話の会」(Suginami Japanese Speaking Society 略称 SJSS) と称する。(平成 16 年 10 月 1 日設立)

2 (目的) 主として区内に在住、在勤、通学する外国人を対象に日本語の研修を通じて日本語能力の向上を支援するとともに、相互理解と国際交流を促進することを目的とする。

3 (会員) 原則として日本語を指導する日本人ボランティア（以下会員という）で構成する。

4 (活動) 目的に沿い次の活動を行う。
(1) 外国人学習者に対する日本語教育(原則として週 1 回)
(2) 会員の相互啓発、指導力向上のための研修
(3) 相互理解と交流のための各種行事

5 (組織) (1) 役員として 代表者 1 名・幹事若干名・会計 1 名及び会計監査 1 名をおく
(2) 役員は、会員相互の互選により選出する。
(3) 幹事および会計で事務局を構成する。
(4) 役員の任期は 2 年間とし、再任は妨げない。
(5) 住所は、代表者住所とする。

6 (入会) 入会希望者は、入会申込書と会費を事務局に提出し、その指示に従う。

7 (会計) (1) 本会は会員の年会費、外国人学習者の受講料、公的助成金および寄付金により維持運営する。
(2) 会計年度は毎年 4/1～翌年 3/31 までとする。

8 (総会) 総会は会員全体の過半数の出席をもって成立とする。

- (1) 総会では 役員の選任・各年度の予算および活動計画、決算報告・規約の改正・その他重要事項について協議することとし、出席者の過半数の同意により決定する。
- (2) 総会の議長は代表者、または代表者の指名する者がこれに当たる。
- (3) 総会は年度初めの他、必要の都度開催する。

9 (禁止事項)

本会は、会員の資格を利用して行う以下の行為を禁止し、当該行為があった場合において、当該行為を行った会員に説明の機会を与えた上、他の会員、学習者または本会对する迷惑行為と認められる事実が明らかになったときは、当該会員に退会を勧告することができる。

- (1) 営利を目的とした活動
- (2) 思想的または政治的な活動
- (3) 宗教団体またはこれに類似する団体への勧誘
- (4) その他本会が不適切と認める行為

10 (ボランティア活動保険) 会員はボランティア活動保険への加入を原則とし、会を通じ保険加入を行う。なお、年度途中の入会者は、個人で手続きを行う。

11 (退会) 本人から退会の意思表示があった時、および 9 条に該当の時には退会とする。退会時、年会費等の返却は行わない。

細則および申し合わせ事項

- 1 学習時間は、毎週火曜日 10:00～11:10、11:30～12:40、13:00～14:10 および 14:30～15:40 とする。年末年始、夏季などの休会日はその都度決める。
- 2 適宜、会員ミーティングを実施する。
- 3 会員の会費は、年額 2,000 円とする。なお、会計の状況に基づいて減額することがある。10 月～3 月の間の途中入会時はその半額とする。
- 4 学習者の受講料は、1000 円／6 回とし、無断欠席は 1 回とカウントする。
- 5 ボランティアは、名札の着用を励行する。